

申請をお忘れなく!!

消費税増税による負担を緩和する制度

※給付の受取りは、どちらか1つのみとなります(重複受給不可)。

臨時福祉給付金

所得の低い方への負担を緩和

■給付対象者

平成26年度分の住民税(均等割)が課税されていない方(生活保護受給者・課税されている方に生活支援を受けている方は除く)

■給付額

給付対象者1人につき10,000円
加算対象者は、5,000円を加算
※加算対象者…老齢基礎年金等及び児童扶養手当等の受給者

■申請

申請先:役場 住民福祉課 専用窓口
※平成26年1月1日時点で住民登録が高森町にある方
申請期間:平成26年7月1日(火)~10月31日(金)

■提出書類

申請書・本人確認書類・指定口座の確認できる書類
対象者の方へ個別に郵送します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯への負担を緩和

■給付対象者(次のどちらも要件を満たす方)

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

■対象児童

給付対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象児童及び生活保護制度の被保護者にあたる児童は除く)

■給付額

対象児童1人につき10,000円

■申請

申請先:役場 住民福祉課 専用窓口
※平成26年1月1日時点で住民登録が高森町にある方
申請期間:平成26年7月1日(火)~10月31日(金)

■提出書類

申請書・本人確認書類・指定口座の確認できる書類
対象者の方へ個別に郵送します。

《お問い合わせ先》 住民福祉課 福祉係 TEL (62) - 1111 (内線132)

国民年金だより

ご存じですか? 「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」

20歳以上の方は、国民年金に加入しなければなりません。一般的に所得が少ない若年者(学生等)について、保険料の納付が猶予される制度があります。

●学生納付特例制度

対象学生:本人の所得が一定額以下であり、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校の在学者

承認期間:4月から翌年3月まで(翌年度も在学予定で制度を受ける場合、再申請が必要となる)

●若年者納付猶予制度

対象者:学生でない30歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の方

- これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障害が残った場合、障害年金を受け取ることができなくなります。
- 承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。

就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

お問い合わせ先 住民福祉課福祉係 TEL (62) 1111 (内線132)